

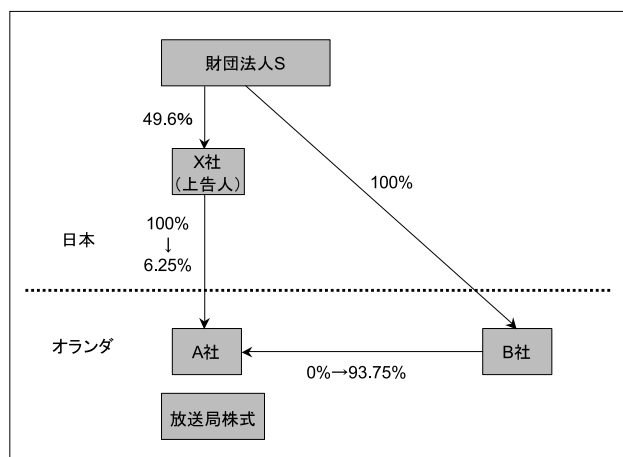
税法入門

株式の有利発行による資産価値の移転が
法人税法22条2項の「取引」に該当し、
移転された利益が益金を構成するとされた事例
(オウブンシャホールディング事件)

事案

(1) 概要

上告人X社は、上告人所有の資産（非上場会社である放送局の株式）を現物出資し、100%出資のオランダ子会社A社を設立した。その後、子会社A社が、上告人の筆頭株主（発行済株式の49.6%所有）である財団法人Sの100%子会社であるオランダ子会社B社に株式を有利発行した。その結果、上告人X社の子会社A社の持株割合は100%から6.25%に減少し、他方で、B社の持株割合は93.75%となった。要するに、上告人X社所有の資産をB社に直接譲渡する代わりに、資産を一旦A社という器に入れ、A社の支配権を（株式の有利発行により）上告人X社からB社に移転した結果、実質的に上告人X社所有の資産の支配を上告人からB社に移転したことになる。



判決において認定されていないが、上告人X社所有の上記資産の譲渡が計画されたところ、その際に含み益が実現し、譲渡所得に課税されることを回避しようとしたものと思われる。

(2) 課税処分及び訴訟

上記事実関係につき、被上告人Y税務署長は、上告人X社の有するA社株式の資産価値のうち上記新株発行によってB社に移転したもの（つまり、93.75%〔＝100%－6.25%〕の価値）を上告人のB社に対する寄附金と認定して、法人税の増額更正及びこれに係る過少申告加算税賦課決定をした。

これに対し、上告人X社は、上記更正のうち申告額を超える部分及び上記賦課決定の取消しを求めた。

争点

株式の有利発行を行なうことによる資産価値の移転が、法人税法22条2項の「取引」に該当するか。

判決要旨

●最判平成18年1月24日

「上告人は、A社の唯一の株主であったというのであるから、第三者割当により同社の新株の発行を行うかどうか、だれに対してどのような条件で新株発行を行うかを自由に決定することができる立場にあり、著しく有利な価額による第三者割当増資を同社に行わせることによって、その保有する同社株式に表章された同社の資産価値を、同株式から切り離して、対価を得ることなく第三者に移転させることができた」。

「そして、上告人が、A社の唯一の株主の立場において、同社に発行済株式総数の15倍の新株を著しく有利な価額で発行させたのは、上告人のA社に対する持株割合を100%から6.25%に減少させ、B社の持株割合を93.75%とすることによって、A社株式200株に表章されていた同社の資産価値の相当部分を対価を得ることなくB社に移転させることを意図したものといえることができる。」

「上告人の保有するA社株式に表章された同社の資産価値については、上告人が支配し、処分することができる利益として明確に認めることができるところ、上告人は、このような利益を、B社との合意に基づいて同社に移転したというべきである。したがって、この資産価値の移転は、上告人の支配の及ばない外的要因によって生じたものではなく、上告人において意図し、かつ、B社において了解したところ为实现したものといえるから、法人税法22条2項にいう取引に当たるといえるべきである。」

「そうすると、上記のとおり移転した資産価値を上告人

の本件事業年度の益金の額に算入すべきものとした原審の判断は、是認することができる。」

解 説

(1) 基本的知識

あらゆる「経済的利得」が「所得」である(金子宏「租税法第11版」190頁)とすれば、無形の経済的利益も所得に該当するはずである。しかし、現行税法は、所得の「実現」をまって課税所得に含めるという実現主義を採用し、評価益・評価損は課税上の益金・損金に算入しない(法人税法25条、33条)。そうすると、所得が「実現」したと認め、益金・損金に算入する時点(タイミング)をどこに求めるかが問題である。

この点につき、法人税法上、課税の対象とされているのは、「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額」(法人税法22条2項)である(下線部筆者)。したがって、経済的価値の移転があっても、「取引」に該当しない限り、課税対象とならない。

このため、経済的価値の移転があるにもかかわらず、それが「取引」を介しない場合には、実質的な利益の移転があるにもかかわらず課税を回避することが可能となる。本件では、資産を移転するために、直接的な譲渡行為ではなく、①資産の現物出資による会社設立、②設立された会社による株式の有利発行、という間接的な方法を用いることにより、直接的な「取引」が存在しないような外観を呈している点に特色がある。

(2) 裁判所の判断

第1審東京地裁は、「X社の保有する……株式の資産価値が……B社に移転したことが、X社自らの行為によるものとは認められない」などとして課税を否定した(東京地判平成13年11月9日訟月49巻8号2411頁・判時1784号45頁)。これに対し、控訴審東京高裁は、X社からB社へのA持分の移転につき、合意に基づいて実現された持分の譲渡であり、「無償による……その他の取引」に該当すると認め、法人税法22条2項を適用し、譲渡によって実現した含み益を所得として認定した(東京高判平成16年1月28日訟月50巻8号2512頁・判時1913号51頁)。

最高裁は、東京高裁の立場を基本的には是認し、有利発行による利益の移転について、「上告人の支配の及ばな

い外的要因によって生じたものではなく」「上告人において意図し、かつ、B社において了解したところが実現したもの」であることを理由に法人税法22条2項の「取引」に該当するとした。すなわち、「取引」の概念につき、一方において、自らの直接的な行為を超える範囲にまで拡張し、他方において、それが外的要因によって生じたものではなく、関係者の「意図」に基づくことを要求することにより、その範囲を限定したものと思われる。ただし、本判決の射程距離がどこまで及ぶかについては議論の余地がある。

なお、法人税法22条2項に関し、資産の無償譲渡については、その時価相当額を益金に算入するのが判例である(最判昭和41年6月24日民集20巻5号1146頁参照)。その趣旨については、正常な対価で取引を行なった者との間の負担の公平を維持し、同時に法人間の競争中立性を確保するためと説明されている(前掲金子279頁)。本件では、上告人X社は、その保有するA社の資産価値を(「取引」により)B社に無償で譲渡したものと認定されているので、その資産の時価相当額がX社の益金に算入されることになる。

(3) その他

本件当時は、現物出資についての譲渡所得課税が圧縮記帳によって繰り延べられていた(平成10年改正前法人税法51条)。現在では、現物出資時に出資財産の含み益に課税されるので、本判決の結論にかかわらず、本件節税スキームは封じられている。

<参考文献>

- 判決全文は、裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)の「裁判例情報」で、裁判所を「最高裁判所」、期日を「平成18年01月24日」に指定することで入手できる〔事件番号 平成16(行ヒ)128〕。その他、判時1923号20頁、判タ1203号108頁
- 金子宏「租税法 第11版」(弘文堂)188頁、270頁、279頁
- 最高裁判決の評釈として、坂本英之「外国子会社の有利価額による第三者割当増資により当該外国子会社の親会社から第三者へ外国子会社株式の資産価値が移転したことが法人税法22条2項の無償取引とされた事例(旺文社事件)」税研127号98頁、森康博「在外子会社の第三者有利発行増資による価値の移転と法人税法22条2項」税務弘報54巻4号53号
- 第一審判決及び控訴審判決の評釈は多数あるが、例えば、水野忠恒「オウブンシャホールディング事件」租税法判例百選第4版122頁、洲圭吾「オウブンシャホールディング事件に関する理論的問題」租税法研究32号42頁、中里実「『租税法と私法』論再考」税研114号74頁、宮崎裕子「租税法律主義と国際的租税回避」実務租税法講義222頁

(税務特別委員会委員 南 繁樹)